

# 平成30年度 第53回関東中学校バレーボール大会 宿泊・弁当申込要項

◇開催期間 平成30年8月8日(水)～10日(金)

◇開催地 深谷市総合体育館(深谷ビッグタートル)

本庄総合公園体育館(シルクドーム)

宿泊の取扱いは、(株)近畿日本ツーリスト首都圏埼玉教育旅行支店が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。弁当手配は当社旅行契約外の斡旋として取扱います。

## 1. 基本方針

この要項は、平成30年度第53回関東中学校バレーボール大会の宿泊・昼食の安全確保に万全を期することを目的とし、次のように定めます。

- (1) 平成30年度関東中学校バレーボール大会実行委員会(以下「実行委員会」という)の宿泊・弁当基本方針に従って実施します。
- (2) この要項の適用対象者(以下、「大会参加者」という)は第53回関東中学校バレーボール大会に参加する選手、監督・コーチ、役員(視察員含む)、応援生徒、一般応援・保護者(小児含む)・バス乗務員とします。
- (3) 本大会参加者の宿泊場所は指定宿舎とします。指定外の宿舎利用は原則として認められません。指定以外の宿舎を利用の場合、緊急時の通達ができず、また必要書類の受け渡し等が出来ないことが想定されます。尚、指定した宿舎の変更は原則として認められません。変更によって生じた全ての紛議や損失は、任意に宿泊を変更した者が責任を負うことになります。
- (4) 宿泊・弁当に関しては、必ず大会実行委員会の指定業者「(株)近畿日本ツーリスト首都圏埼玉教育旅行支店」を通じての申込みとなります。
- (5) 宿泊割当は、選手・監督・役員を優先し、部屋割りは男女の別や引率・選手の別等を考慮して行います。

## 2. 旅行期間

平成30年8月8日(水)～8月10日(金) 2泊3日  
(但し、災害等特別な事由が生じた場合は別途考慮します。)  
※8月7日(火)前泊をご希望の方は別途ご連絡ください。

## 3. 宿泊について

- (1) 旅行代金について(募集型企画旅行)

※8/8または8/9の1泊、8/8～8/9の2泊を承ります。

※食事条件は、宿泊当日の夕食・翌日の朝食をもって「1泊2食」とします。

宿舎タイプ	区分	部屋タイプ(定員利用)	1泊2食付き旅行代金 (1泊1名あたり諸税込)
ホテル・旅館	A	シングル・ツイン・和洋室・和室のいずれか	11,500円 (シングル追加代金:1泊1,000円)
ホテル・旅館	B	シングル・ツイン・和洋室・和室のいずれか	10,800円 (シングル追加代金:1泊1,000円)
ホテル	C	シングル・ツイン・トリプルのいずれか	9,500円 (シングル追加代金:1泊1,000円)
ホテル	D	シングル・ツイン・トリプル・和室のいずれか	8,500円 (シングル追加代金:1泊1,000円)
ホテル・旅館	E	シングル・ツイン・和室のいずれか	7,500円 (シングル追加代金:1泊500円)

※旅行代金に含まれるもの:①1泊の宿泊代金 ②食事代金(夕食1回・朝食1回)

※旅行代金に含まれないもの:上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。①個人的性格の費用:飲食代、クリーニング代、電話代など ②傷害、疾病に関する医療費 ③任意の旅行傷害保険 ④大会会場、宿舎までの交通費

## (2) 宿泊に関する留意事項

- ① 具体的施設名は、下述の「利用予定宿舎」をご参照ください。
- ② お申込の際には、必ず料金区分の希望を（第2希望まで）ご記入ください。
- ③ 宿泊地域・宿泊施設・部屋タイプにつきましては指定できませんので予めご了承ください。
- ④ 配宿は、原則として申し込み受付順に実施させていただきます。
- ⑤ 配宿にあたっては、希望ランクを配慮させていただきますが、各ランクの収容人員が満員に達した場合は、希望ランク以外への配宿を行う場合がありますので予めご了承ください。
- ⑥ 選手（チーム）優先の配宿となります。保護者の方については、選手と同じ宿舎の確保が出来ない場合がございます。
- ⑦ 小学生以下の場合でも旅行代金は同額です。（但し、部屋割り等配慮を要する場合がございますので明記をお願いいたします。）
- ⑧ 配宿の都合により、定員に満たない（例：ツインルームを1名利用）場合でも追加代金はいただきません。
- ⑨ 駐車場につきましては、市街地である都合上、一部有料及び宿泊施設周辺の有料駐車場をご案内する場合がございますので予めご了承ください。また、有料の場合は当日現地にてご精算をお願いします。
- ⑩ バス駐車場が必要な場合は申込書にその旨ご記入ください。（有料の場合あり）

## (3) 夕食が不要な場合について

1泊2食付きを基本としますが、引率教員などで夕食が不要な場合は旅行代金から1回あたり1,500円を差し引きます。但し、お申し込み時に限らせていただきますので予めご了承ください。

## (4) その他条件等

- ① 原則として、チェックインは15時から、チェックアウトは10時までです。
- ② 日程：各地・・・(各自にて)・・・宿泊地・・・(各自にて)・・・各地
- ③ 最少催行人員は1名、添乗員は同行致しません。
- ④ その他条件は、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏の募集型企画旅行約款によります。

## 4. 弁当について（旅行契約外）

- (1) 取扱い期間 平成30年8月8日（水）～8月10日（金）  
※事前申し込み分を学校単位にして大会会場にてお渡しします。
- (2) 料金 **弁当1食800円（パック茶付・税込）**
- (3) 弁当引き換えは、各会場のツアーデスクにて11:00～13:30の間にチーム毎に受け取ってください。
- (4) 食品衛生的に非常に心配な時期です。必ず15:00までにお召し上がりください。
- (5) 弁当の空き箱は各会場のツアーデスクに15:00までにお持ちください。  
※時間を過ぎますと、回収できない場合がございます。

## 5. 申し込み方法

- (1) 出場決定次第、所定の申込書に必要事項を記入の上、FAXにて株式会社近畿日本ツーリスト首都圏埼玉教育旅行支店までお申し込みください。
- (2) 申込締切日は、**平成30年7月31日（火）18:00迄** とします。
- (3) 宿泊・弁当の確認書・請求書は8月3日（金）までに、申込責任者宛てにFAXいたします。万一期日までに届かない場合は恐れ入りますが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。  
関係書類は8月5日（日）までに申込責任者へご送付いたします。

## 6. 代金の支払いについて (旅行代金+お弁当料金)

(1) 8月6日(月)までに下記口座へお振込みください。

※お振込みの際は、ご依頼人の欄に「学校名+個人名(申込責任者名)」を入力してください。

金融機関	三井住友銀行 ひなぎく支店
口座番号	普通口座 2890279
口座名義	株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏 (カブシキガイシャ キンキニッポンツーリストシュトケン)

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担にてお願い申し上げます。

(2) 振込後、変更・取消などにより返金が生じた場合は、大会終了後、ご指定の口座へ返金させていただきます。

その際、振り込み手数料は、当該振込額より差し引かせて頂きますので予めご了承ください。

(3) 金融機関発行の振込控え以外に領収証が必要な場合は、関係書類送付時に同封します「領収証発行依頼書」に必要事項をご記入の上、事前にFAXにてご返送ください。

## 7. 変更・取消について

(1) 申し込み後の変更・取消は、必ず(株)近畿日本ツーリスト首都圏埼玉教育旅行支店までFAXにてご連絡ください。

※宿舎への直接の連絡は、トラブルの原因になりますのでお控えください。

(2) 大会期間中の変更・取消は、各会場の近畿日本ツーリスト係員又は近畿日本ツーリスト埼玉教育旅行支店までご連絡ください。

(3) 宿泊・弁当を追加された場合は、各会場ツアーデスクにて追加料金をお支払いください。

また、申込内容から減員(額)された場合は、下記の取消料を入金額から差し引いた上で、後日指定口座へご返金申し上げます。

(4) 取消につきましては、下記の「取消料金」(1名あたり)を申し受けます。

【宿泊】◇旅行開始日の前日から起算して6日前(8/2)まで	.....	無料
◇旅行開始日の前日から起算して2日前(8/6)まで	.....	20%
◇旅行開始日の前日(8/7)	.....	40%
◇旅行開始日当日(旅行開始前)	.....	50%
◇旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	.....	100%

※「旅行開始」は8月8日(水)12:00とします。

※お取消し、ご変更の連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。

【弁当】◇事前予約日の前日15:00まで	.....	無料
◇事前予約日の前日15:00以降	.....	100%

<お申し込み・お問い合わせ先(旅行企画・実施)>

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 埼玉教育旅行支店

観光庁長官登録旅行業第2053号

一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町3-13-2 OMCビル1階

TEL048-641-7015 FAX048-641-7009

E-mail: [saitama-kyoiku@or.knt.co.jp](mailto:saitama-kyoiku@or.knt.co.jp) 担当: 関東バレーボール大会担当デスク

営業日・営業時間: 09:00~17:45(月~金)/土・日・祝日は休業



旅行業公正取引  
協議会 会員

総合旅行業務取扱管理者: 宮本健一・築根智子

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

個人情報管理者: 宮本健一

利用予定宿舎

番号	施設名	料金区分	地区	最寄駅	深谷会場への所要時間	本庄会場への所要時間	朝食対応時間
1	ホテルヘリテージ ときの湯温泉	A	熊谷	森林公園駅 車約 10 分	車約 40 分	車約 45 分	6:30
2	ホテルガーデンパレス	A	熊谷	熊谷駅 車約 10 分	車約 35 分	車約 55 分	6:30
3	ホテルサンルート 熊谷駅前	A	熊谷	熊谷駅 歩約 1 分	車約 30 分	車約 50 分	6:30
4	いこいの村 ヘリテージ美の山	A	皆野	皆野駅 車約 10 分	車約 40 分	車約 45 分	7:30
5	AB ホテル深谷	B	深谷	深谷駅 歩約 3 分	車約 15 分	車約 30 分	6:30
6	埼玉グランドホテル 本庄	B	本庄	本庄駅 歩約 2 分	車約 30 分	車約 15 分	6:30
7	ホテルルートイン熊谷	B	熊谷	石原駅 車約 5 分	車約 20 分	車約 35 分	6:30
8	ルートイン グランティア羽生	B	羽生	羽生駅 歩約 6 分	車約 45 分	車約 60 分	6:30
9	ホテルルートイン 深谷駅前	C	深谷	深谷駅 歩約 3 分	車約 10 分	車約 20 分	6:30
10	ホテルルートイン 本庄駅南	C	本庄	本庄駅 歩約 6 分	車約 30 分	車約 15 分	6:00
11	マロウドイン熊谷	C	熊谷	熊谷駅 歩約 10 分	車約 30 分	車約 50 分	6:30
12	スマイルホテル熊谷	C	熊谷	熊谷駅 歩約 7 分	車約 30 分	車約 50 分	6:30
13	熊谷ロイヤル ホテルすすき	D	熊谷	熊谷駅 歩約 5 分	車約 30 分	車約 50 分	6:30
14	きんとう旅館	E	深谷	深谷駅 歩約 6 分	車約 10 分	車約 30 分	6:30
15	ビジネスホテルー心	E	寄居	寄居駅 歩約 4 分	車約 25 分	車約 30 分	6:30

# ご旅行条件書（国内旅行）

## ■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
- (3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を提示し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に承諾書を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (6)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (7)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (8)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
  - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (9)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
  - ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
  - ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (10)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

## ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2)複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、「申込要項」【7. 変更・取消について】記載の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービス提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客様の交售

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## ■個人情報取扱について

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報や、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。  
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス  
ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

＜旅行企画・実施＞

(株)近畿日本ツーリスト首都圏 埼玉教育旅行支店

さいたま市大宮区宮町 3-13-2

TEL : 048-641-7015

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

観光庁長官登録旅行業第2053号

(社)日本旅行業協会正会員